

海外安全対策情報

(2025年1月～3月)

日本国外務省はロシアの危険情報について、ロシアとウクライナとの国境周辺地域をレベル4（退避勧告）、それ以外のロシア国内全域をレベル3（渡航中止勧告）としています。

現在、ロシア国内からの出国手段が制限されております。

さらに、経済制裁により海外からの送金制限及びロシア国外で発行されたクレジットカードの利用停止処置等が発生しております。

今後の情勢によっては、状況の変化も見込まれることから、危険情報には引き続きご注意下さい。

その他、当地では各種集会在度々開催されておりますが、このような集会を見かけた際は、決して近付くことなく、速やかにその場から立ち去ってください。

1 社会・治安情勢

(1) 現時点ではサハリン州の治安については、大きな問題は認められません。

2024年サハリン州で登録された犯罪件数は次のとおりです（カッコ内は対前年比。サハリン州内務局発表）。

①総犯罪登録数	8, 296件（－ 5. 5%）
②殺人	29件（－ 27. 5%）
③傷害致死	17件（－ 26. 1%）
④強盗	46件（－ 33. 3%）
⑤窃盗	1, 636件（－ 27. 6%）
⑥詐欺	1, 361件（－ 5. 2%）
⑦薬物流通	812件（＋ 4. 2%）

※薬物押収量は約40キロ（前年比－37. 5%）

(2) 総犯罪登録件数は2022年まで6年続けて減少を続け、2023年には約3%増加したものの、2024年は再び減少に転じました。

特に殺人や傷害致死、強盗といった凶悪犯罪が減少しているほか、窃盗については2023年から600件以上減少しています。

詐欺についても減少しましたが、特殊詐欺を含む詐欺被害は２０２３年に急増し、以降も当地報道で度々報じられていることから依然として高い水準にあると考えられます。

なお、人口に対する総犯罪登録件数（犯罪率）は２０２３年と比較して２０２４年もほぼ変わっておらず、また、当地はロシア全土と比較しても犯罪率の高い地域となっていることに留意して下さい。

当地では、至る所に増備されつつある防犯カメラにより、一定の抑止力が働いていると見られる一方で、本邦と比較すると、犯罪率は高い水準（日本に比べて約３～４倍）にあることから、引き続き、当地で生活する際は不測の事態に巻き込まれないよう、細心の注意を払う必要があります。

（３）今のところ、邦人をターゲットとする犯罪やハラスメントの兆候は認められませんが、現下の情勢を踏まえ日々の生活ではなるべく目立たないようお過ごしください。

（４）２０２４年６月ころからホムトヴォ空港（ユジノサハリンスク）に到着したロシア国内線搭乗客に対して当地内務局（警察）職員により、邦人を含め主に外国人に対してパスポートを一時回収のうえ、別室へ連れて行き尋問等を行う事案が発生しています。

別室での尋問等において、先方から差別的、非人道的な扱いを受けたり、金銭を要求する行為等があった場合には当館まで連絡をお願いします。

（５）２０２４年１２月から邦人を含む外国人に対し、ロシア入出国時に指紋及び顔画像（個人生体識別情報）を採取する措置がモスクワの４空港（シェレメチェボ、ヴヌコヴォ、ドモジェドボ、ジュコフスキー）で開始されました。

本措置は２０２５年６月３０日からロシア全土に拡大され、当地においても同様の措置が行われる予定です（２０２６年６月３０日まで、６歳未満の幼児は対象外）。

ロシア入出国に際し、これまで以上に時間を要する可能性がありますのでご留意下さい。

（６）２０２５年１月１日よりロシア法が改正され、日本人を含む外国人と携帯電話事業者との契約手続きが変更されました。

これに伴い、７月１日から外国人との契約は、人定確認書類（旅券及び翻訳証明等）を提示したうえで、生体識別情報統一システムへの登録が新たに必要となります。

<https://mid.ru/ru/activity/voprosy-gosudarstvennogo-protokola/>

2 日常生活における注意点

- (1) 窃盗事件にご注意下さい！当地では毎日のようにひったくり、車上荒らし、置き引き、スリ被害が発生しております。金品・貴重品・パスポート・携帯電話等は絶対に身から離さないようにして下さい。
- (2) 住居のドア及び窓は在宅中でも必ず施錠して下さい。家主在宅中にも関わらず、無施錠の玄関等から住居侵入・窃盗被害が相次いでおります。
- (3) 昼夜に関係なく、なるべく人通りが多く、車の交通量も多い大きな道路を歩くようにして下さい。また、防犯カメラのある所を歩くようにして下さい。
- (4) 当地での傷害事件の多くは飲酒に絡んだものです。飲み過ぎ及び深夜の帰宅時には十分ご注意下さい。

- (5) 近年サハリン州では特殊詐欺事件が急増しており、内務局（警察）が注意を呼びかけています。当地では高齢者を中心に被害が多発しており、その手口は親戚や知合いを装った者から電話が来て、緊急に送金を要求したり、銀行職員を詐称した者から銀行カード情報を求められる電話詐欺、インターネットの広告から詐欺サイトへ誘導され、一方的に契約が成立したとして前払いを求められるといったインターネット広告を利用した詐欺、短期間に高額な報酬が得られるとして多額の投資をさせたり、手数料を騙し取る投資詐欺等、多種多様な手口が使われています。

詐欺師は、相手をパニックにさせ、冷静な判断ができないよう物事を急がせようとする傾向があるため、このような事態に遭遇した場合には、その場で判断することは避け、冷静に状況を整理することが肝要です。

内務局では、「如何なる場合も銀行職員がカード情報を求めることはなく、そのような求めがあれば、電話を切る」、「第三者に銀行カード情報を伝えない」ことを徹底するよう呼びかけています。

- (6) 2024年7月、ロシアの同盟国であるベラルーシにおいて、邦人男性がウクライナとの国境に近い地域で軍事施設を撮影し、スパイ容疑で現地治安当局に拘束される事案が発生し、また、同年12月には、同じくベラルーシのウクライナ国境隣接地域で、鉄道の線路をまたぐ幹線道路の陸橋を撮影したと見られる邦人男性の拘束事案が発生しています。

当地においても、軍事施設や兵器、エネルギー施設、空港や港湾、電車、駅、線路を含む鉄道関連施設等の交通インフラ施設、官庁建物等の写真撮影は、スパイ活動、テロの準備行為等の疑いをかけられる恐れが排除できないため、厳に控えるようにして下さい。

- (7) 2023年以降、ロシア人船員が日本製医薬品「パブロン」をロシア国内に持ち込もうとして摘発される刑事事件が発生しております。

「パブロン」からはロシアで流通が禁止されている麻薬・向精神薬成分（ジヒドロコデイン）が検出されたとされています。

このため、ロシア入国の際には、同医薬品の携帯を控えていただくとともに、その他日本製医薬品を購入してロシアに入国することを検討される場合には、含有成分がロシアで禁止されているものに該当しないかを今一度、ご確認ください。

3 当地における犯罪傾向

サハリン州で多くみられる犯罪傾向は、次のとおりです。

(1) 傷害事件

- ・仲間内での飲酒中に口論から乱闘へと発展し、ナイフ、鈍器等で口論相手を怪我させる。

(2) 窃盗、スリ、置き引き

- ・所有者がレジでの料金支払い等により目を離した隙に、鞆、衣服のポケット、机上等から携帯電話、財布等の金品を盗む。
- ・客として被害者宅に招かれた者が、一瞬の隙を狙って室内の現金、貴重品等を盗む。
- ・無施錠の玄関ドア及び窓から侵入し、金品を盗む。

(3) 車上荒らし、車両窃盗

- ・警報装置の無い車両の鍵をこじ開け、車内から金品を盗む。
- ・イグニッションキー（始動キー）を無理やり結線してエンジンを始動させ、車両を盗み出す。

(4) 薬物事件

- ・ネットで注文及び送金を完結し、密売人と一切顔を合わせることなく、指定された場所に隠匿された薬物を購入者自らが取りに行く。

(5) 特殊詐欺事件

- ・銀行員や取締機関職員を名乗る人物から、「あなたの銀行口座から何者かが預金を引き落している。」、「あなたの名前で勝手にローンが組まれている。」等不安を煽り、最終的には「あなたの預金を保護するためには、指定された安全な口座へ預金を全額送金しなければならない。」といったものや、「楽に大きな利益が得られる」投資を口実にしたもの等、多種多様な嘘で被害者を騙す。

4 邦人被害事案

ありませんでした。

5 テロ・爆弾事件発生状況

(1) 2022年6月21日、ロシア連邦保安庁サハリン州国境警備局広報部は、ユジノサハリンスクにおいて、国際テロ組織「カティーバ・タウヒード・ワル・ジハード」（ロシア連邦域内で禁止されているテロ組織）に財政支援及びソーシャルネットワークを通じてテロ行為を不特定多数に呼び掛けるとともに、テロ思想の正当化を行っていた中央アジア地域出身者を逮捕した旨発表しています。

(2) 2023年7月5日、当地報道によると、ロシア連邦保安庁は、ユジノサハリンスクにおいて、サハリンのエネルギー関連施設及び軍事委員会を狙って進められたテロ行為を阻止し、ウクライナの「ネオナチズム支持者」とされるロシア国籍者をテロ容疑で拘束したと報じています。

容疑者の家宅捜索では、爆破装置を製造する材料一式が押収されたとされています。

※ 2024年3月以降、モスクワ郊外のコンサート会場、北コーカサス地方ダゲスタン共和国のロシア正教会、ユダヤ教礼拝所及び同地治安機関施設が、武装グループにより襲撃される事件が相次いでいます。

これらテロ事件はいずれもロシアの欧州部で発生している状況ではありますが、テロはどこでも起こり得ること、日本人も標的になり得ることを十分に認識し、当地の生活においても、イベント会場や宗教関連施設、治安機関施設、観光施設周辺やレストラン、ホテル、ショッピングモール、公共交通機関を利用される際や、エネルギー関係施設等の近くを通る際には、十分に注意するようにしてください。

6 誘拐・脅迫事件発生状況

ありませんでした。

7 日本企業の安全に関わる諸問題

日本企業に対する脅迫などの事例は報告されていません。

8 北方領土への渡航自粛要請

日本政府は、平成元年9月19日付の閣議了解以降、日本国民に対し、北方領土問題の解決までの間、北方四島への入域を行わないよう要請しています。

日本国民がロシアの「査証」を取得して四島を訪問すること、無査証であ

ってもロシアの「許可」を得て四島を訪問することは、ロシアが北方四島において「管轄権」を有していることを前提とする行為に当たります。

このような考え方に基づいて、日本政府は、北方領土問題の解決までの間、日本国民による北方領土訪問について自粛を求めているものであり、国民の皆様のご理解とご協力をお願い致します。

本要請に関する詳細は、以下URLに掲載しておりますのでご確認頂けますと幸いです。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/hoppo/hoppo_qa.html